

農業保険掛金等市町村助成の実施状況

令和7年7月31日現在

支所名	市町村名	事業名	助成内容
津軽支所	青森市	収入保険	保険料の10分の3
	五所川原市	収入保険	保険料の50%
	平内町	収入保険	保険料の10%
	蓬田村	収入保険	保険料の20%
	鱈ヶ沢町	果樹共済	掛金の15% (りんご)
		収入保険	保険料の10% (上限10万円)
	深浦町	収入保険	新規加入者=保険料の20% (上限5万円)
	板柳町	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご、ぶどう)
		収入保険	新規加入者=保険料の100分の50、継続加入者=保険料の100分の30
	鶴田町	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご)、掛金の25%総合 (ぶどう)
収入保険		保険料の10% (上限10万円)	
中泊町	収入保険	保険料の10% (上限10万円)	
ひろさき支所	弘前市	果樹共済	新規加入者の掛金30%以内総合 (りんご)
		収入保険	新規加入者=保険料の1/2以内 (R7年中に保険期間の終期)
	平川市	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)
		収入保険	保険料の30%
	西目屋村	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご)
		収入保険	保険料の50%
	藤崎町	果樹共済	掛金+賦課金の30%総合 (りんご、ぶどう、もも)
		園芸施設共済	掛金+賦課金の25%
		収入保険	保険料の30%
	大鰐町	果樹共済	掛金+賦課金の10%総合 (りんご)
		園芸施設共済	掛金+賦課金の25%
		収入保険	保険料+付加保険料の30%
田舎館村	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)	
	園芸施設共済	掛金+賦課金の25%	
	収入保険	保険料の30%	
南部支所	八戸市	収入保険	保険料+付加保険料の1/3 (R7年~R9年の責任開始期間で1回限り)
	十和田市	収入保険	保険料+賦課金の50% (R5年~R8年の責任開始期間で1回限り) (上限10万円)
	三沢市	収入保険	付加保険料の100% (上限6万円)
	むつ市	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内 (上限10万円、1回限り)
	野辺地町	収入保険	新規加入者=保険料の1/2
	六戸町	収入保険	付加保険料の100% (上限3万円)
	横浜町	水稻共済	掛金+賦課金 (上限1万円)
	六ヶ所村	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万円)
	東通村	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内
	五戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万円)
	田子町	収入保険	1年目 (保険料+付加保険料1/4以内、上限3万円)
	南部町	収入保険	保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額
	新郷村	収入保険	新規加入者=保険料+付加保険料の25%以内 (上限5万円、1回限り)
	階上町	収入保険	保険料+付加保険料の4分の1 (上限6万円、1回限り)
実施市町村数			収入保険:29 果樹共済:9 水稻共済:1 園芸施設共済:3

※助成内容は変更になる場合があります。